

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 二元
- 規則
福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則 二元
- 公告
土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 三五

規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則及び福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

- 3 第一項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる場合においては、保証人を立てさせず、又は担保を提供させないことができる。
 - 一 金銭消費貸借契約の相手方から金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証の提供を受け、債権の保全上支障がないと知事が認めるとき。
 - 二 保証人を立てさせること又は担保を提供させることが著しく困難であると知事が認めるとき。
 - 三 保証人を立てさせること又は担保を提供させることが不適当であると知事が認めるとき。

るとき。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

福島県規則第三号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「農学部」を「農業経営部」に改める。
第二条を次のように改める。

（定員）

第二条 農業経営部の定員は、六十名とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（学科）

第二条の二 農業経営部に次に掲げる学科を置く。

- 一 水田経営学科
 - 二 野菜経営学科
 - 三 果樹経営学科
 - 四 花き経営学科
 - 五 畜産経営学科
- 第三条第一項及び第四条第一項中「農学部」を「農業経営部」に改める。
第五条中「農学部」を「農業経営部」に、「別表第一及び別表第二」を「別表」に改める。
- 第六条中「農学部」を「農業経営部」に改める。
第十三条第一項中「本科」を「農業経営部」に改め、同条第二項を削る。
第十三条の二中「本科」を「農業経営部」に改める。
第二十三条中「校長は、」の下に「研修部の」を加える。
別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第五条関係）

科目 区分	学 科	目 目	単 位 数	授 業 時 間 数		
				講義・演習	実 験	実 習
共通	全学科	生物基礎	一	一五		

- ては一五時間、実験については三〇時間、実習については四五時間とする。
- 2 この表の科目のうち、選択(A)については二科目から一科目を選択するものとし、選択(C)についてはア又はイのいずれかを選択するものとする。
 - 3 選択(B)については、それぞれの科目を履修すること又は履修しないことを選択することができるものとする。
 - 4 単位数及び授業時間数の欄中()内の数字は、選択科目に係る単位数及び授業時間数とする。
 - 5 共通専門科目の小計並びに共通・専門合計の単位数及び授業時間数の欄中「」内の数字は、選択(B)の科目を含めた最大の単位数及び授業時間数とし、合計の授業時間数の欄中「」内の数字は、選択(B)の科目を含めた最大の授業時間数とする。
- 様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

受験番号	
------	--

写 真 欄

(出願前3月以内に撮影した上半身、正面向き、無帽のもの)

30mm×25mm

入 校 願 書

年 月 日

福島県農業総合センター農業短期大学校長

本人氏名

㊟

保護者氏名

㊟

本人との続柄

福島県農業総合センター農業短期大学校に入校したいので関係書類を添えて出願します。

ふりがな 氏名		男・女	生 年 月 日
			年 月 日
住 所			
入校希望学科名	第1希望	農業経営学部 (経営学科)	
	第2希望	農業経営学部 (経営学科)	

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 健康診断書（病院若しくは診療所若しくは保健所の長又はこれらの機関に勤務する医師が発行したもの）
- 3 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書
- 4 最終学校の成績証明書

福島県収入証紙
(消印はしないこと。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

「科」を「農業経営部 経営学科」に改める。

住所 「農業経営部 経営学科」に改める。
様式第三号中 「農学部 氏名」を「農業経営部 経営学科 氏名」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中 「農学部 氏名」を「農業経営部 氏名」に改める。

業経営部 経営学科 学年」に改める。

様式第七号を次のように改める。
様式第七号 (第十三条関係)

契印 第 号

卒業証書

(氏名) 年 月 日生

校印

右の者は本短期大学校において農業経営部 経営学科を卒業したことを証しここに専門士(農業専門課程)と称することを認める

福島県農業総合センター農業短期大学校長(氏名)印

様式第八号中 「福島県知事 志願先(福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 福島県知事 志願先(福島県農業総合センター農業短期大学校農業経営部 経営学科)」に改める。

様式第九号及び様式第十号中 「福島県知事 志願先(福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科)」を「福島県知事 志願先(福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科)」に改める。

業短期大学校農学部 科」を「福島県知事 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科」に改める。

短期大学校農業経営部 経営学科 福島県知事 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科」に改める。

様式第十二号中 「福島県知事 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科」に改める。

様式第十三号中 「福島県知事 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中 「農学部 氏名」を「農業経営部 氏名」に改める。

部 科」を「福島県知事 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部 経営学科」に改める。

業経営部 経営学科」を「農業経営部 経営学科」に改める。
様式第十三号中 「農学部 住所」を「農業経営部 住所」に改める。
経営学科(修了年度 年度)」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中 「農学部 氏名」を「農業経営部 氏名」に改める。

業部 経営学科 学年」に改める。

業部 氏名 氏名」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日に次の表の上欄に掲げる福島県農業総合センター農業短期大学校(以下「短期大学校」という。)農学部の学科に在学し、同表の中欄に掲げる分野を専攻している者であつて同日以後に引き続き短期大学校に在学することとなる者については、この規則の施行の日において、同表の下欄に掲げる農業経営部のそれぞれの学科に編入するものとする。

農学部	専攻	農業経営部	
		農産学科	稲作
園芸学科	畑作	野菜経営学科	
	野菜	果樹経営学科	
	果樹	花き経営学科	
畜産学科	花き	酪農	畜産経営学科
	酪農	肉畜	

- 3 前項の規定により農業経営部のそれぞれの学科に編入した者に係る授業科目、授業科目ごとの単位数及び授業時間数の取扱いについては、改正後の福島県農業総合センター農業短期大学校規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、校長が別に定める。
- 4 改正後の規則の規定による短期大学の学生の募集及び入寮のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業総合センター農業短期大学校規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている願書、誓約書、届、願及び申請書は、それぞれ改正後の規則の規定に基づき提出された願書、誓約書、届、願及び申請書とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（農業担い手課）

公 告

公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山田 忠彦 大沼郡会津美里町境野字館ノ前三三九七番地

（農村計画課）